

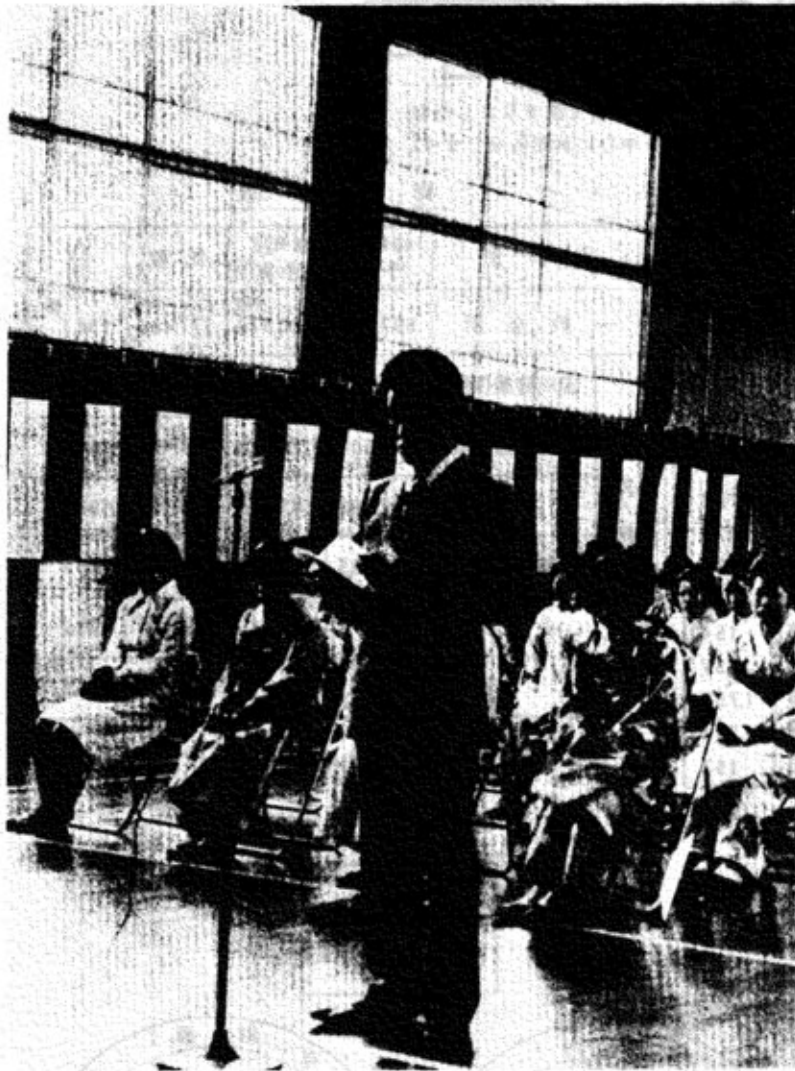
町の人口(4月末)	
世帯数	1,590
人口	6,926人
男	3,396
女	3,530

# 広報かわぐち

No. 15

発行所  
川口町公民館

印刷所  
山崎堂印刷所



## 第24回成人式挙行される

4月29日、昭和49年度の成人式が行われました。出席者は80名。若者らしく、やさしい心と勇気をもった力強い人生を歩んで欲しいものです。

## 今月のおもな内容

- 成人式 ..... 1頁
- 昭和49年度予算 ..... 2頁
- なぜやめられぬ、飲酒運転 ..... 3頁
- ノーカーデーの実施について ..... 3頁
- 郷土調査について ..... 4頁
- 地方税法改正のあらまし ..... 5頁
- 文化財保護条例制定さる ..... 6頁
- 体育協会発足について ..... 6頁
- 川口町文化保護条例 ..... 7頁
- 戸籍だより ..... 8頁



とじて保存しましょう。

## 寄附採納額 受納さる

老後をたのしく、毎月三回、福祉センターで恒例の会合がもたれております。そうした老人達へレコードを聞いて下さい……とブレイヤー一式が丸山アンキ商会から寄附採納額が出されておりました。町では、ご厚意に感謝し、受納することに決定し、ご寄附の意に添って、老人クラブの方々に活用いただくことにいたしました。大変ありがとうございました。

## 「ゆきつばき号」くる

移動消費生活  
センター車

商社はもうける為には手段を選びませんが、消費者は無防備です。私達消費者は知らず知らずの内に有客で、悪いものを用いてはいないでしょうか。「ゆきつばき号」が左記のとおり川口町で運行されます。商品テスト、苦情相談、パネル展示などを行いますので、気軽に、足を運んでみて下さい。

日時 六月二十六日

田麦山改善センター 午前十時  
川口福祉センター 午後一時半



### 各地区で好成績

#### 一交通災害共済加入状況一

49年度の加入者は5月20日現在が5千9人である。

昨年にくらべ315人の人達が新たに会員になった。しかし、地域ごとに数字を見ると、交通ひばんな地区であるにもかかわらず加入率が低いところも見られる

別表により全体のようすを知ることができるので、万一にそなえ家族全員の加入をのぞみたい。受付は川口町役場交通安全対策室である

掛金は1人年額350円

(交通安全対策室)

#### 交通災害共済加入者率

部落	加入率	前年比較
八郎場	97.7	人 2
上河原	76.0	10
長坂	85.9	△ 1
下村	97.2	5
野田	78.2	6
中山	87.8	2
竹山	96.2	8
牛首	74.1	2
川口1	73.2	47
川口2	63.6	14
川口3	65.8	4
川口4	67.1	4
川口5	48.8	△ 25
川口6	69.9	24
川口駅	7.5	1
小和北	70.2	△ 7
相川口	99.2	△ 3
岩出原	95.7	36
荒屋敷	85.5	7
新田	95.6	10
新田	70.2	2
中新	91.1	6
西倉	85.1	15
川岸	61.1	10
牛島	68.9	28
武道	71.2	11
相川1	76.0	△ 1
相川2	63.3	24
相川3	88.6	0
荒谷	62.9	0
前原	79.0	6
大田	52.9	16
谷中	81.3	16
内高	81.3	9
高沢	55.8	2
沢	52.5	4
貝ノ	71.4	8
計	53.3	13
計	72.2	315

ことしは、どういふわけか飲酒運転や、無免許運転などの違反者が目立って多い。全く飲酒というのな常識はずれの行為である。これくらいは大丈夫、という気持ちなのだろうか、ドライバーとして不適格である。

長い冬から開放され、「気のゆるみ」もあるが、許されないことである。

川口町を取り巻く最重点地域として徹底的にやる、と警察は方針を決定したと聞いている。

飲酒運転・無免許運転・スピードの出すぎ、これを交通三悪という。みんなひとり、ひとりの心がけ(決意)でなくせることではないか。まわりの人達の注意(協力)もぜひ必要である。



## 飲酒運転

### なぜやめられぬのか?

心ない個人の行為が町民全体に及ぼすことを忘れてはならないものである。

みんなで交通安全の出発点は何かを考えてみなければならない。(交通安全対策室)

## ノーカーデーの実施に

### 町ぐるみの協力を

去る六月五日を初日とする第二回「環境週間」が全国的に実施されましたが、町にも、県の行事にあわせて当面問題となっている公害防止、自然保護等環境保全思想の普及啓もうを推進することとした。

この期間中には河川への不法投棄の patroil や、ごみ処理の状況等の調査と合せて最近各地で被害が出ている自動車の排ガス等による光化学スモッグを減少させるべく六月五日を「ノーカーデー」と定め当日は、公共的使命感を有する自動車を除くすべての自動車の運行を自粛するとともに町議員のマイカーに



和南津覚張嘉之吉さん(善意に感謝)

覚張さんは、交通安全のために役立ててほしいと、このたび、二万円を協会に寄付されました。

昨年四月十六日の夜、国道の上河原地内で、おぼあさんが横断中にはねられ、死にました。こんな悲しい事故が二度と起らないように、覚張さんは考えて来られ、安全のために役立つならと、お届けくださったものです。

署名運動に協力をノ

飲酒運転追放の誓い

悲しい事故、みじめな事故の原因は、ほとんど飲酒運転によるものです。

この飲酒運転をなくする誓いをみんなで立てようと署名運動を計画し、協会の役員さんが回覧式に各家庭に呼びかけますので、二十才以上の人から署名をお願いします。(交通安全対策室)

## 明るい選挙推進 標語入選者発表

選挙は政治の大もとであり、町選挙管理委員会では、きれいな選挙を行ない、正しい政治によってよい町づくりをするため、住民の選挙に対する意識を高めることを目的として、さきに「明るい選挙推進標語」を募集しました。一七七点の応募をいただき、審査の結果次の標語が入選。又は佳作に決定しましたのでお知らせします。

※(一)書は世帯主名です。

一位。投票はよく見よく聞きよく確かめて

川口三 内藤郁夫(藤太郎)

二位。飲むな受けるな正しい一票

牛ケ島 江島一夫(松吉)

二位。見張ります。澄んだ心で候補者を

川岸 齊藤竜一(隆夫)

三位。指示受けぬ私の権利が選

荒屋 小西容子(登久二)

三位。あなたが決めるあなたの一票

大形 小見園益(好一)

三位。澄んだ目でたしかめて選ぼう我等の代表

川口四 細川晴美(シマ)

佳作。一票が築く我等の理想郷

大形 佐藤美智(与志男)

佳作。公明選挙口先だけでは票が泣く

中野山 山田久子(基)

佳作。正しい選挙で明るい政治

〇汚す一票我身を汚す

武道窪 阿部幸吉(本人)

佳作。あなたの一票が国の政治を左右する

星野周一郎(恒弘)

## 昭和49年度 6億9千万円 一般会計

昭和49年度予算が3月定例会で決まりましたので、そのあらましを図表を中心にお知らせします。

### 昭和49年度おもな事業

事業名	金額	事業名	金額
ガードレール設置工事	52	道路新設改良工事	9,531
社会福祉協議会補助	103	消雪パイプ布設工事	1,372
重度心身障害者医療費補助	121	防雪サブセンター用地取得	600
父子手当	20	ロータリー除雪車購入	1,410
老人家庭奉仕員委託費	155	小型消防ポンプ付積載車購入	233
老人医療費補助	1,716	防災行政無線設置工事負担金	108
老人居室整備資金貸付金	500	編之内商高建築費寄附金	167
東部保育所増築工事	161	スクールバス購入	422
児童手当	1,033	統合中学校建設工事	12,507
妊産婦乳児医療費補助	194	学校給食運搬車購入	113
和牛繁殖奨励補助	280	農地施設災害復旧工事	154
土地改良事業工事	926	高欄敷養費	335
国土調査測量委託料	474	東部簡易水道増補事業	1,700
産業育成資金貸付金	500	ガス施設建設改良工事	1,244
道路維持整備	207	水稲病害虫防除薬剤補助	157

### 総括表

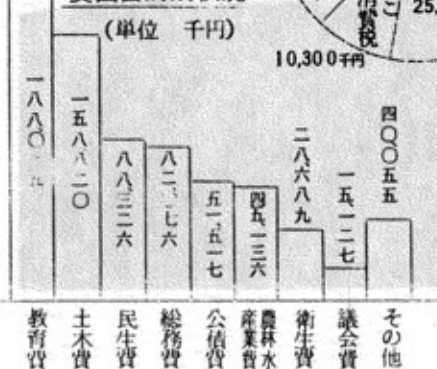
会計別	49年度 予算(A)	48年度 予算(B)	比較	(A/B)
一般会計	697,841	520,376	177,465	134.1
特別会計				
国民健康保険	138,343	126,462	11,881	109.4
簡易水道事業	46,503	20,070	26,433	231.7
ガス事業	57,529	41,695	15,834	138.0
農業共済事業	19,895	18,013	1,882	110.4
小計	262,270	206,240	56,030	127.2
合計	960,111	726,616	233,495	132.1

※ ガス事業については支出予算を計上

### 町税の内訳

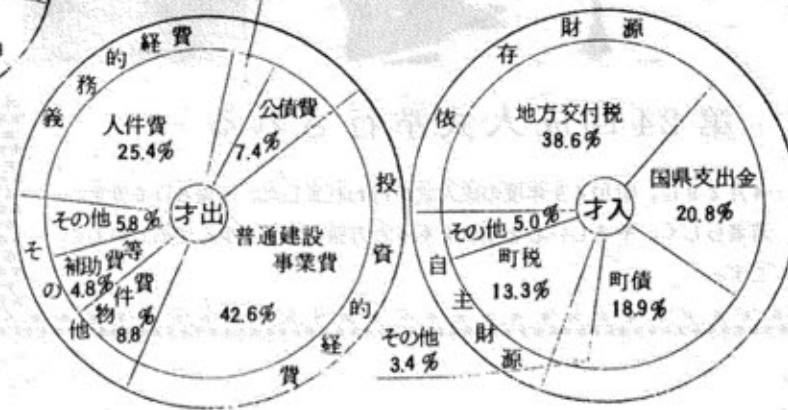


### 支出目的別状況



### 一般会計

総額 697,841千円



# 大切な国土調査事業に 理解と関心を

去る四月二十三日から五月十日まで、本年度の調査区域である川口、中山、野田、西川口、田栗山を十会場に分けて説明会を実施いたしました。ご出席くださった方々は大変ご苦労でございました。

しかしながら、各会場を通じて残念だったことは、出席者の少なかつたことです。このことは国土調査事業に対する理解と関心の低さにあると思ふべきであらうと、紹介し今後の協力をお願いいたします。

## 一、国土調査事業とは、どんな仕事をやるのか。

世界に類のない制度ができておられる大正の第一筆の土地の戸籍である地籍については残念ながら立派な地籍ができていません。こうゆうと昔は、役場や登記所に土地台帳と更正図があるではないか、とおっしゃると思います。なるほど現在土地台帳と更正図がわが国には、どんな仕事をやるために一番大切な土地や水に関する資料がまことに不完全でほとんどが使いものにならない状態でありまして、そこで私達が、所有する一筆毎の土地の大きさを調べる地籍調査、土地の性質を調べる土地分類調査、土地の質と量を調べる水調査の三つの調査をする仕事は国土調査事業で昭和二十六年に法律が公布され川口町では昭和四十四年から地籍調査を進めており上川地区の一部では既に完了したところもありません。

## 二、地籍調査の仕事は、なぜ必要か。

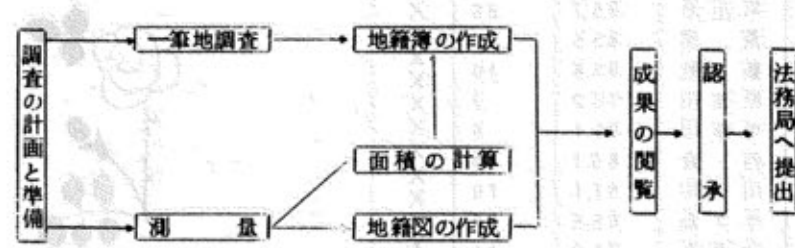
国民一人一人の戸籍については世界に類のない制度ができておられます。ところが私たちの所有している大切な第一筆毎の土地の戸籍である地籍については残念ながら立派な地籍ができていません。こうゆうと昔は、役場や登記所に土地台帳と更正図があるではないか、とおっしゃると思います。なるほど現在土地台帳と更正図がわが国には、どんな仕事をやるために一番大切な土地や水に関する資料がまことに不完全でほとんどが使いものにならない状態でありまして、そこで私達が、所有する一筆毎の土地の大きさを調べる地籍調査、土地の性質を調べる土地分類調査、土地の質と量を調べる水調査の三つの調査をする仕事は国土調査事業で昭和二十六年に法律が公布され川口町では昭和四十四年から地籍調査を進めており上川地区の一部では既に完了したところもありません。

番、地目、面積、所有者が記載されていても、面積を測る図面が現地と合わないようでは私たちの大切な財産を守ることができないのはもちろん、いろいろな仕事をするために全く使用することができないことがご理解いただけると思ふます。

地籍調査ではもし他人が自分の土地の境界杭を夜中にこっそり移したり、毎年一畝づつ隣の人にせりこまれたり、また洪水のため境界杭や畦畔が流れても、図面から元の境界が正確に測り出されるような正しい図面を作ります。この正確な図面から面積を測り、その面積を正しい土地台帳の面積といたします。このように図面と台帳が一致することにより、はじめて文化国家にふさわしい正確な土地資料が完成し、私達の土地の所有権が完全に保護されることはもちろん、住民の福祉向上のための都市計画や新しい産業開発のための各種事業が円滑に、経済的にさらに合理的に進めることができるわけですから。

## 三、地籍調査の仕事の種類と順序。

地籍調査によって地籍図(今までの更正図)と地籍簿(今までの土地台帳)ができあがるまでには次のような種類の仕事が次の順序で進められます。



## 四、昭和四十九年度の事業予定

地籍調査事業を町内全域にわたって完了させるには、大変長い期間を必要といたしますので、本年度は比較的使用度の多い平場地区を重点に調査を進めるとし、調査方法も次の様に別かれます。

①地上法による測量  
大字川口の市街部と中山、野田部、野田の国道から魚野川間。土地所有者からやってもらう大変な仕事として一筆地調査前に行

なう現地立会いと境界杭の設置があります。これは必ず隣接所有者と一緒にこなさなければなりません。②航測併用法による測量  
西川口、西倉の全域と田栗山の平坦部。  
航空写真に基づき現地測量を実施する方法ですが本年度は写真撮影前の図根点(プラスチック杭、五〇から六〇メートル間隔)の設置と対空標識の取付けをおこないます。この杭は来年度以降の測量の基準となる大切なものから抜取ったり移動したりしない様にしてください。  
(次はいろいろな調査方法について掲載します)

## 目に見えない山ほととぎす初かつお

季節をとらえた名句として、昔からよく知られている。季節々々に出る食べ物には、季節々々として賞味され、人々はそれを待ち望み、またそれを味わうことによって、満足もし、季節を感じとったものである。

今ではそうではない。促、抑成栽培、冷凍により季節に関係なくいつでも、何でも得られる。誠に結構なようだが、何となく味気ない。うるおいがない。こう感ずるのは私一人だけだろうか。科学の進歩は生活から潤いを取り去り、心のゆとりや、豊かさを奪ってしまったようだ。

# 地方税法のあらまし

## 住民税の軽減と

### 小規模住宅用地の税負担の特例など

国会は、去る三月三十日、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ次の重点項目を内容とした地方税法の一部を改正する法律を公布しました。これに伴う川口町町税条例の一部改正も先般町議事会において議決されましたので以下順を追って主な改正点の概要をお知らせします。

第一に、住民負担の軽減を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、ガス税の税率の引下げを行うこと。

第二に、地方税源の充実等を図るため、市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げること。

- 個人の住民税について
  - 所得控除額の引き上げ
    - 基礎控除額を十八万円(現行十六万円)
    - 配偶者控除額を十八万円(現行十五万円)
    - 扶養控除額を十四万円(現行十二万円)
  - 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除額を十六万円(現行十四万円)

行十四万円)  
(イ)専業主婦控除、障害者、老年者及び勤労学生控除の額をそれぞれ十三万円(現行十二万円)  
(カ)特別障害者控除額を十六万円(現行十四万円)

②非課税範囲の拡大  
障害者、未成年者、老年者及び寡婦等についての非課税の範囲を、年所得五十万円まで(現行四十万円)

③専従者控除限度額の引き上げ  
白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円(現行十七万円)  
④みなし法人課税の適用  
昭和四十九年度から昭和五十四年度の間に限り、個人事業者の青色申告者であり、かつ前年分の所得税につきみなし法人課税を選択した者に対する県民税及び町民税の所得割にも、特例が適用される。

⑤退職所得控除額の引き上げ  
(イ)勤続年数二十年まで控除額を一年につき二十万円(現行十年まで十万円)  
(ロ)同、二十年を超える場合は一年につき控除額を四十万円(現行二十年を超え三十年まで

三十万円)  
三十九年度から四十九年度までの改正は、昭和四十九年度の住民税から適用され、⑤の改正は、昭和四十九年一月一日以降の退職分から適用されます。

三十万円)  
三十九年度から四十九年度までの改正は、昭和四十九年度の住民税から適用され、⑤の改正は、昭和四十九年一月一日以降の退職分から適用されます。

2. 法人の町民税について  
町民税法人税割の標準税率が百分の十二・一(現行百分の九・一)に、制限税率を百分の十四・五(現行百分の十・七)に改正されたもので、川口町町税条例においては、その適用税率を百分の十三・五(現行百分の十)に改正されました。

昭和三十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の町民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税から適用されます。

3. 固定資産税について  
固定資産税については、昭和四十八年度の改正において住宅用地に対する負担の軽減措置が講じられたところであり、更に、住民の日常生活に最少限度必要と認められる住宅用地の税負担を軽減するために課税標準の特例及び負担調整措置を創設したものであります。

①小規模住宅用地の税負担の軽減措置が設けられました。  
小規模住宅用地(二百平方メートル以下の住宅用地、二百平方メートルを超えるもの

については、その上に存する住宅一戸につき二百平方メートルまでの住宅用地をいう。)に係る固定資産税については、課税標準を評価額の四分の一の額(現行二分の一の額)とするものとなった。

したがって、小規模住宅用地に係る四十九年度及び五十年年度の固定資産税の額は、その四分の一の課税標準額が、四十八年度の課税標準額を超えるときは、四十八年度の課税標準額に据置き、なお、四十八年度において既に四分の一の額を超えている場合は、四十九年度において四分の一の額まで引き下げられることとなります。

②個人の所有する非住宅用地に係る税負担緩和のための調整措置が改正されました。  
個人の所有する非住宅用地に係る四十九年度及び五十年年度の固定資産税の額は、現行制度による課税標準額が前年度の課税標準額の一・五倍を超えるときは、前年度の課税標準額の一・五倍の額について算定した税額とする。

ただし、その前年度の課税標準額の一・五倍の額が評価額に対する割合において、四十九年度は百分の三十に満たないときは百分の三十の額とし、五十年年度において百分の六十の額に満たないときは百分の六十の額を、それぞれ最

低限度額として底上げをした額とされます。

4. 電気ガス税について  
①税率の引下げ  
電気税とガス税に分離されてガス税の税率が五割(現行六割)に引き下げられました。

②免税点の引き上げ  
電気の使用料にあつては千二百円(現行千円)  
ガスの使用料にあつては二千七百円(現行二千円)

①の改正については十月一日からそれぞれ適用されます。(税務課)

## 原稿募集

建設的で積極的なご意見を希望します。広報かわくち、がよりよい紙面となるよう鋭意努力をしておりますが、町民のみなさんの協力で、一層充実したものにしたいと思ふます。

### 川口町文化財保護 条例制定される

信濃川と魚野川の出合ところ  
山嶽に水清く、人情こまやかなわ  
れらが郷土川口は、太古の昔か  
ら魚沼地方の重要な地点としてひ  
らけてきました。

三動交替の通路ともなり、舟運  
の拠点でもあった川口も、交通の  
発達により事情は一変し、更に戦  
後急激な社会の変貌による生活様  
式の変化は、われらの祖先が保つ  
てきた生活用具・器具など無用の  
長物と化して廃棄・焼却し、又昔  
からの生活慣習や諸行事・すくれ  
た芸能など、忘れ去られようとし  
ています。



川口町体育協会 上村正雄

### 体育協会の発足にあたって

が制定されたのであり  
ます。  
川口町にも貴重な文  
化財があります。これ  
らはこの条例に基づいてこれから調  
査研究されていくわけでありませ  
んが、唯単に保護するだけでなく、  
広く一般に公開する等、町民の皆  
さんが川口町の歴史文化を理解し  
更に町の文化的向上に資するよう  
活用することをねらいとしたもの  
であります。

しかしながら、文化財を調査す  
ることは並大抵ではありませ  
ん。その殆んど大部分は、個人の所蔵  
物です。町民の皆さんの協力が  
なければどうにもならないのであ  
ります。調査方法など具体的に立  
案の上お願ひします。町民の  
皆さんの格段のご協力をお願いし  
ます。

### 体育協会役員 及び加盟団体

- 会長 上村正雄
- 副会長 山田英夫
- 監事 森山正夫
- 加藤 廣一
- 川口山の会
- 川口陸協
- 川口柔道会
- 川口野球協会
- 川口卓球協会
- 川口スキークラブ

### 社会教育関係 委員紹介

町社会教育を推進させる関係委  
員の方々は次のとおりです。

- 文化財調査審議委員
  - 中林 宗術 中村 隆
  - 星野 高慶 山吉 玄蕃
  - 丸山 池治 星野 武夫
  - 古田島慎市 久島 芳樹
  - 大淵 健蔵 阿部 幸吉
- 社会教育委員
  - 関 鹿之助 大淵 寅松
  - 網 富兵 小西登久二
  - 内藤 フミ 岡村 芳夫
  - 志賀 雅雄
- 公民館役職名
  - 川口町公民館長 保科 清
  - 主任 桜井 兵治
  - 和南津地区館長 喜多村 隆
  - 中山地区館長 古田島慎市
  - 東部 関 鹿之助
  - 西川口 関 市作
  - 牛ヶ島 丸山清三郎
  - 相川 井浦 久二
- 公民館運営審議委員
  - 喜多村義治 山田 勝美
  - 岡村百合子 小林 広吉
  - 佐藤 清 桜井 浩弥
  - 大淵 寅英 寛張 栄一
  - 広井新太郎 山吉 勝治
  - 籠島 幸 宮 温
  - 三本 毅一
- 体育指導委員
  - 山田 英夫 桜井 兵治
  - 南波儀平治 山下 克利
  - 森山 正夫 小林 徹
  - 関 達市 小西 亨
  - 関 武司 山田 功
  - 北村 忠明 寛張 栄一
  - 山田 智子

### みんなで歩こう

―六月二十三日―  
町民ハイキング―

緑も鮮やかな季節ですが、多忙  
な生活に追われて、仲々、スポー  
ツをする機会を持ってません。町公  
民館では、六月二十三日、日曜日  
町民ハイキングを行います。目  
的地は高場山です。内ヶ巻城跡な  
どを見学しながら、楽しいハイキ  
ングを計画しました。集合場所は  
福祉センター前で時間は朝八時。  
おとしりの方々も、子供連も、  
みんなそろって参加しましょう。  
雨天の場合は中止です。

コースは田麦山の向山から約二  
時間登り、山頂(三八三M)で昼  
食。下りは内ヶ巻城跡を回って  
四時には帰る予定です。  
おべんとうをもって、水筒も忘  
れずに……。はき物はスニーカー  
も大丈夫です。

が制定されたのであり  
ます。  
川口町にも貴重な文  
化財があります。これ  
らはこの条例に基づいてこれから調  
査研究されていくわけでありませ  
んが、唯単に保護するだけでなく、  
広く一般に公開する等、町民の皆  
さんが川口町の歴史文化を理解し  
更に町の文化的向上に資するよう  
活用することをねらいとしたもの  
であります。

しかしながら、文化財を調査す  
ることは並大抵ではありませ  
ん。その殆んど大部分は、個人の所蔵  
物です。町民の皆さんの協力が  
なければどうにもならないのであ  
ります。調査方法など具体的に立  
案の上お願ひします。町民の  
皆さんの格段のご協力をお願いし  
ます。

### 体育協会役員 及び加盟団体

- 会長 上村正雄
- 副会長 山田英夫
- 監事 森山正夫
- 加藤 廣一
- 川口山の会
- 川口陸協
- 川口柔道会
- 川口野球協会
- 川口卓球協会
- 川口スキークラブ

### 社会教育関係 委員紹介

町社会教育を推進させる関係委  
員の方々は次のとおりです。

- 文化財調査審議委員
  - 中林 宗術 中村 隆
  - 星野 高慶 山吉 玄蕃
  - 丸山 池治 星野 武夫
  - 古田島慎市 久島 芳樹
  - 大淵 健蔵 阿部 幸吉
- 社会教育委員
  - 関 鹿之助 大淵 寅松
  - 網 富兵 小西登久二
  - 内藤 フミ 岡村 芳夫
  - 志賀 雅雄
- 公民館役職名
  - 川口町公民館長 保科 清
  - 主任 桜井 兵治
  - 和南津地区館長 喜多村 隆
  - 中山地区館長 古田島慎市
  - 東部 関 鹿之助
  - 西川口 関 市作
  - 牛ヶ島 丸山清三郎
  - 相川 井浦 久二
- 公民館運営審議委員
  - 喜多村義治 山田 勝美
  - 岡村百合子 小林 広吉
  - 佐藤 清 桜井 浩弥
  - 大淵 寅英 寛張 栄一
  - 広井新太郎 山吉 勝治
  - 籠島 幸 宮 温
  - 三本 毅一
- 体育指導委員
  - 山田 英夫 桜井 兵治
  - 南波儀平治 山下 克利
  - 森山 正夫 小林 徹
  - 関 達市 小西 亨
  - 関 武司 山田 功
  - 北村 忠明 寛張 栄一
  - 山田 智子

### みんなで歩こう

―六月二十三日―  
町民ハイキング―

緑も鮮やかな季節ですが、多忙  
な生活に追われて、仲々、スポー  
ツをする機会を持ってません。町公  
民館では、六月二十三日、日曜日  
町民ハイキングを行います。目  
的地は高場山です。内ヶ巻城跡な  
どを見学しながら、楽しいハイキ  
ングを計画しました。集合場所は  
福祉センター前で時間は朝八時。  
おとしりの方々も、子供連も、  
みんなそろって参加しましょう。  
雨天の場合は中止です。

コースは田麦山の向山から約二  
時間登り、山頂(三八三M)で昼  
食。下りは内ヶ巻城跡を回って  
四時には帰る予定です。  
おべんとうをもって、水筒も忘  
れずに……。はき物はスニーカー  
も大丈夫です。

### (目的)

第一条 この条例は、文化財保護  
法(昭和二十五年法律第二百十  
四号。以下「法」という。)お  
よび新潟県文化財保護条例(昭  
和四十八年新潟県条例第三十三  
号。以下「県条例」という。)に  
よって指定されたものを除き、  
川口町の区域内に所在する文化  
財を保存し、かつその活用を図  
り、もって町民の郷土に対する  
認識を深め、文化の向上に資す  
ることを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この条例で「町文化財」  
とは、現に町内に所在し、この  
条例によって指定された次に掲  
げるものをいう。

- 一、有形文化財
  - 建造物、絵画、彫刻、工芸  
品、書跡、典籍、古文書、考  
古資料、その他有形の文化的  
遺産で、川口町にとって歴史  
上又は芸術上価値の高いもの
  - 二、無形文化財
    - 演劇、音楽、工芸技術、そ  
の他の無形の文化的遺産で、  
川口町にとって歴史上、芸術  
上価値の高いもの
  - 三、民族資料
    - 衣食住、生業、信仰、年中  
行事等に関する風俗慣習及び  
これに用いられる衣服、器具  
家屋その他の物件で、川口町  
町民の生活の推移の理解のた  
め欠くことのできないもの。
  - 四、史跡名勝天然記念物  
文化史上特に川口町にとつ

## 川口町 文化財保護条例

て重要な史跡、価値ある名勝  
及び天然記念物。  
第三条 川口町は、町文化財が郷  
土の歴史、文化等の正しい理解  
のため欠くことのできないもの  
であり、かつ、将来の文化の基  
礎をなすものであることを認識  
し、その保存及び活用が適切に  
行われるよう周到の注意をもつ  
てこの条例の趣旨の徹底に努め  
るものとする。

2 川口町はこの条例の執行に当  
っては、関係者の所有権、その  
他の財産権を尊重するとともに  
文化財の保護と他の公益との調

整に留意するものとす。  
(町民・所有者の心構)  
第四条 町民は川口町がこの条例  
の目的を達するために行う措置  
に誠実に協力するものとする。  
2 町文化財の所有者その他の関  
係者は、町文化財が国民的財産  
であることを自覚し、これを公  
共のために大切に保存すると  
ともに、できるだけこれを公開す  
る等、その文化的活用を努める  
ものとする。

第五条 川口町教育委員会(以下  
「委員会」という。)は、指定  
しようとする文化財について必  
要な事項を調査審議するため、

川口町文化財調査審議会(以下  
「審議会」という。)を設置す  
る。  
2 審議会の組織運営、その他必  
要な事項は条例で定める。  
(指定)  
第六条 町文化財の指定は委員会  
が行う。

2 委員会は、前項の指定をしよ  
うとするときは、あらかじめ当  
該文化財の所有者(無形文化財  
については委員会が認定した保  
持者)および権原に基づく占有者  
の同意を得なければならない。  
ただし、所有者又は権原に基づく  
占有者が判明しない場合はその  
限りでない。

3 第一項により指定したときは、  
委員会はその旨公示し、かつ、  
当該文化財所有者に指定書を支  
付するとともに、権原に基づく占  
有者に通知しなければならない。  
(解除)  
第七条 委員会は、指定した文化  
財が次の各号の一に該当すると  
き、又は特別の事由があるとき  
は、指定を解除することができる。  
一、町文化財が滅失し、もしくは  
は衰亡し、又は価値を失った  
とき。  
二、文化財が町の区域内に存在  
しなくなったとき。

三、町文化財が、法第二十七条  
法第五十六条の二、法第五十  
六条の十、及び法第六十九条  
並びに県条例第五条、県条例  
第二十条、県条例第二十六条  
県条例第三十一条の指定を受  
けたとき。  
2 第一項により指定を解除した  
ときは、委員会はその旨を公示  
し、かつ、所有者及び権原に基  
づく占有者に通知しなければな  
らない。  
(指定及び解除の審議)  
第八条 委員会は、第五条及び前  
条の規定により町文化財を指定  
し、または解除しようとする  
ときは、審議会に諮問しなければ  
ならない。  
(管理)  
第九条 委員会は、町文化財の所  
有者、管理責任者、又は保存に  
当たることを適当と認める者  
(以下「所有者等」という。)  
に対し、町文化財の管理に対し、  
必要な指示をすることができる。  
2 町文化財の所有者等は、この  
条例ならびにこれに基づく教育  
委員会規則、および委員会の指  
示に従い、町文化財を管理しな  
なければならない。

第十三条 町文化財を損壊し、き  
壊し、または隠匿した者は、一  
万円以下の罰金又は科料に処す  
る。  
(施行規則)  
第十四条 この条例で定めるもの  
のほか、必要な事項は、教育委  
員会規則で定める。  
附 則

この条例は昭和四十九年四月一  
日から施行する。

